昭 和 六 十 二 年 郵 政 省 告 示 第 七 十三号 ( 情 報 通 信 ネ ツ  $\vdash$ ワ ] ク 安 全 信 頼 性 基 準)  $\mathcal{O}$ 部 を 次 0) ょ う

に改正する。

令和五年九月二十六日

総務大臣 鈴木 淳司

対 下 規 定 象 線 次  $\mathcal{O}$ 規 を  $\mathcal{O}$ 定 付 破 表 とし 線 に L ょ た で り、 7 規 囲 移 定  $\lambda$ 動 だ 改 以 し、 部 正 下 分 前 改  $\mathcal{O}$ 欄 正 対 ょ 12 後 象 う 撂 欄 に げ 規 る に 定 改 掲  $\Diamond$ 規 定 げ と る 1 改  $\mathcal{O}$ う。 対 正 破 象 線 前 規 欄 で 定 囲 は、 及 で び  $\lambda$ 改 だ 改 改 正 部 正 正 前 後 分 前 をこ 欄 欄 欄 に に に ک れ 掲 対 れ げ 応 に に 順 る L 対 次 対 7 応 象 掲 対 す げ 応 規 る 定 る す ŧ そ る を 改  $\mathcal{O}$ 改  $\mathcal{O}$ を 標 正 正 撂 後 記 後 げ 欄 部 欄 7 12 分 に 7 掲 撂 に な げ げ 重 る 1 る

ŧ

0

は、

これ

を加え

る。

同在一	実施指針   [第1~第5 同左]   [別表第1 同左]   [別表第1 同左]   [別表第1 同左]   [別表第2 管理基準   日	改 正	[別表第1 略]	別表第2 管理基準	項目 対 策	[第1.・第2. 略]	1. 平常時の取組 [(1) 略]		(2) 数 ア 電気通信主任技術者、広報育・ 担当者その他の事業用電気訓練 通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者 (事業用電気通信設備の設計 オー丁事、維持なけ運用を	数 ア 電気通信主任技術者、 育・ 担当者その他の事業用 通信設備の設計、工事 特及び運用に従事す 特及び運用に従事す 計、工事、維持又は過 計、工事、維持又は過 表託(二以上の段階に る委託を含む。第4に て同じ。)する場合に 該委託先の従業者を含 以下「従事者等」 う。)への教育・訓練 施すること。
実施指針	(第1~第5 同左]	後		-						©
[第1~第5 同左] [別表第1 同左] [別表第1 同左]   財表第2 管理基準   通信 ツト フー 項 目 対 トワ ク	1				特回非置業ネトー定線設事用ッワク					©
[第1~第5 同左] [別表第1 同左] 別表第2 管理基準 ツト ワー 項 目 対 カフー 第3. 方法	(第1~第5 同左]				実施 そ他電通事用ッワク指指 のの気信業ネトー				1	© *
[第1~第5 同左] [別表第1 同左] 別表第2 管理基準 上 「第1.・第2. 同左] 第3.方法	(第1~第5 同左]									© *
第5 同左] 第2. 同左] 为	第5 同左] 1 同左] 管理基準 [1. 第2. 同左] 1. 方法							  -  -  -		© *
第5 同左] 1 同左] 管理基準 目 対 1.・第2. 同左]	第5 同左] 1 同左] 管理基準 1.・第2. 同左]	7 Astro	[別表	別表第	ч	# C				
同社	四百左]	1	_			1.		. \ \ <del>\</del>		
举	改		左]	基準	ш	2.		時の取締 同 <u>左]</u>	関連に	( )   ( )
74-	継				<b>举</b>	司左]			数	田 *** *** *** *** *** *** *** *** *** **
	海	<b>7</b> /.						- - - - -	教育・訓練に関する計画の 策定及び実施を行う体制を明確にすること。	訓訓と「漢を記し、「漢を記し、」である。
福通回設専用ッワクタ信然像業ネトー										©
電通回設事用ッワク気信線備業ネトー					11.6					©
電通回設事用ッワク気信線備業ネトー料回井置業ネトーを線設事用ッワク	特回非置業ネトー定線設事用ッワク				自情通ネトー営報信ッワク			1 1 1 1 1 1		© *
電通回設 事用、公信、線 備業 来 ネトークロ ・ 一、 の に 線 設 事 用 ・ トークロ ・ ・ トークロ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	特回非置業ネトー定線設事用ッワクを拠れて他電通事用ッワク指摘のの気信業ネトーチ					1 -		ı		

				1							
ス 広報含む社内関連部署間の 連携訓練、全社一斉訓練、シ ナリオを共有しない訓練を実 施すること。	シ 応急復旧措置に係る訓練を 実施すること。	サ 電気通信設備の工事、維持・運用に係る作業の教育・訓練を実施すること。	コ 電気通信設備の工事、維持・運用に関する事項の監督に関する講習を実施すること。	<u>ケ</u> 情報セキュリティに関する <u>、数育・訓練を行うこと。</u>	<u>ク</u> 防犯に関する教育・訓練を 行うこと。	<u>キ</u> 防災に関する教育・訓練を 行うこと。	<ul><li><u>力</u> 設備の保全に関する知識を 養うための教育・訓練を行う こと。</li></ul>	オ データ投入等における信頼性の高い作業能力を養うための教育・訓練を行うこと。	正 情報通信ネットワークの円滑な運用に必要な知識及び判断能力を養うための教育・訓練を行うこと。	数育・訓練の目的を明確に するとともに、終了後の実施 効果により計画の修正を行う こと。	
0	0	0	0	©	0	0	©	©	0	0	
0	0	0	0	©	0	0	0	©	0	0	
0	© *	© *	0	 ©	0	0	0	0	0	0	
0	© *	© *	0	o	0	0	© *	0	0	© *	
0	© *	© *	0	©	0	0	© *	0	© *	© *	
				_1							

東風に関する講習	<ul><li>ク 情報セキュリティに関する</li><li>教育・訓練を行うこと。</li></ul>	主 防犯に関する教育・訓練を 行うこと。	<u>カ</u> 防災に関する教育・訓練を 行うこと。		エ データ投入等における信頼 性の高い作業能力を養うため の教育・訓練を行うこと。	立 情報通信ネットワークの円 滑な運用に必要な知識及び判 断能力を養うための教育・訓 練を行うこと。	型 教育・訓練の目的を明確に するとともに、終了後の実施 効果により計画の修正を行う こと。
<b>⊚</b>	   	0	0	0	0	0	0
<b>©</b>		0	0	0	0	0	0
0	   (0)	0	0	0	0	0	0
0		0	0	© *	0	0	© *
0	 	0	0	© *	0	© *	© *

世 全ての従事者等を対象に、 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									
世 全ての従事者等を対象に、 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				<u></u>	1				
中 全ての従事者等を対象に、	F	1 H J H [33]	状調・析改	(12)		持 運	(5)		
で 全ての従事者等を対象に、 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	無	ヒーンラ防	の査分・善	三里 里	.   -d	<u> </u>	(4)		
	情報通信ネットワー計、工事、維持及び運計、工事、維持及び運る作業についてシステスや手続の自動化を図	情報通信ネットワー計、工事、維持及び運事する者によるヒューラーを防止するための行うこと。	情報通信ネットワ特及び運用に関して特及び運用に関して調査・分析結果を、 で、教育・訓練計画	~┴--榕]	ソ データを蓄積する機能を有する設備については、メモリ する設備については、メモリ 領域の状況等の定期的な監 視・点検を実施すること。	セ データ投入等における高い 信頼性が求められる作業にお いて、容易に誤りが混入しな いよう措置を講ずること。	略] <sup></sup> [ <u>了</u> ~ろ_略]		典
	0	0	©		0	0		0	0
	0	0	©		0	0		0	0
	0	© *	©		0	0		0	0
	0	© *	© *		0	0		0	0
	0	© *	© *		0	0		0	0

			<del> </del>		_		
杵攻	伏調・	(12)	[(6)~(11)	梓 運	5	[(3)	
- 4 地	の査分	選	jé.	————————————————·	維	(4)	
調査・分析結果を、必要に応じ、教育・訓練計画に反映させること。	レフトフ		,同左]	- 夕投入等におけ生が求められる作生が求められる作、容易に誤りが混う措置を講ずるこ	[ア〜ス_同左]	同左]	
©	)	 		0			
0	)	1 1 1 1 1	 	0			
©	)		 	0			
© *	)	 	1	0			
© *	)	 		0			

2				ω			第 4.	1							
. 事故発生	(2) 情	蛛 亲 恭		事故収束	再発防	民	点検及び見直	. 経営の責	(1) 管 理規	種の合金	<b>洪</b> 党党	の河	検及	A ○ A	(2) 経
事故発生時の取組 [(1) 略]	[ア〜カ_略]	キ 仮想移動電気通信サービス を提供する電気通信事業者に 対してサービスを提供してい る場合は、迅速に障害情報を 通知すること。	ク 利用者への周知・広報に関 する国のガイドライン等を踏 まえた取組を行うこと。	事故収束後の取組		オ 事故の内容・原因・再発防 止策に関して、機密情報の取 扱いに留意して第三者による 検証を受けること。		経営の責任者による点検等	経営の責任者により、一年に一回以上、管理規程の遵守状況に	係る点検及び評価(設備の設計 丁重 維持マバ浦用を禿許す	る場合にあつては、委託先の当	該管理規程の遵守状況に係る点	及 i	0 (	超営の責任者により、一年に一
		0	0			© *					0				0
		0	0		 	© *					0				0
		0	0			© *					I				0
		I	I			ſ					ı				
1 1	i l														0
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	l	ı	1 1 1	-	l					1				0
2. 事故発生 [(1) 同:	(2) 情	+ 機	ı	3. 事故収束	<u>-</u>	一 一 一 一					ı				
-11	(2) 情 [ア〜カ 同左]	(1.		3. 事故収束後の取組	-	上策 オ 事故の内容・原因・再発 上策に関して、機密情報の 扱いに留意して第三者によ 検証を受けること。 カ 必要に応じて、再発防止策 と で 理規程に適宜反映すること。	本管理規程に適宜反映するこ								
事故発生 [(1) 同 <sub>2</sub>	情 <u>[ _ [ア〜カ</u> _	キ 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供してい ◎ る場合は、迅速に障害情報を通知すること。		事故収束		止策 オ 事故の内容・原因・再発防 止策に関して、機密情報の取 扱いに留意して第三者による 検証を受けること。 カ 必要に応じて、再発防止策 を管理規程に適宜反映するこ ○ と。	を管理規程に適宜反映するこ ◎ ◎ と。 [新設]								
事故発生 [(1) 同 <sub>2</sub>	情 <u>[ _ [ア〜カ</u> _	キ 仮想移動電気通信サービス を提供する電気通信事業者に 対してサービスを提供してい ◎ ◎ る場合は、迅速に障害情報を 通知すること。		事故収束		上策 オ 事故の内容・原因・再発防	を管理規程に適宜反映するこ © © — と。 [新設]				I				